

○目的

- 区が発注する公共工事・公共サービスの品質を確保し、労働者等の労働環境確保の実効性を高める。
- 労働報酬下限額や公契約に関する区の方針を定めることにより、労働者の賃金引上げやダンピング防止につながる。
- 区民の福祉の増進及び地域経済の活性化に寄与する。

○豊島区の現状

公契約条例制定とは別に、区が発注する契約の受注者に対して労働者の適正な労働環境を確保するため、平成26年度より社会保険労務士による労働条件等調査を実施。令和6年度は9件実施。

23区状況（R7.3月現在）

	公契約条例	労働条件調査
実施済	15区	21区
実施予定	1区	0区
未実施	7区	2区

公契約条例の施行に向けて決定すべき事項①

決定すべき事項	内 容		
条例の類型	ILO型	発注者の自治体と受注者の事業者が、「受注者及び受注関係者が第三者である労働者等に対し、労働報酬下限額以上の賃金・報酬を支払う契約（労働条項、連帯責任条項）」をするもの。 受注者に支払い義務あり	9 区
	公権力規制型	発注者の自治体が公権力により、受注者の事業者に対し、労働報酬下限額以上の支払いを強制するもの。 受注者に支払い義務あり	1 区
	行政指導型	発注者の自治体が、受注者及び受注関係者の事業者に対し、労働報酬下限額以上の支払いを求めるもの。 受注者に支払い義務なし	4 区
	理念型	公契約に関する総則的事項を定めるもの。 支払いの定め（賃金条項）すらなし	1 区

公契約条例の施行に向けて決定すべき事項②

決定すべき事項	内 容
対象とする予定金額	制定済み各区で大きくバラつきあり 工事：2千万以上 から 1億8千万以上 物品：1千万以上 から 9千万円以上
労働報酬下限額	条例内で規定される審議会を開催 庁内及び近隣区との価格調整
労働報酬下限額の対象業種	工事：公共工事設計労務単価により工種毎に設定 51種＋その他1種（各区共通） 物品：13区が1種 （文京・台東区は現時点予定） 千代田区のみ7種

公契約条例制定に向けた進め方

○検討会議（内部）の開催

- 構成メンバー 政策経営部長、総務部長、財政課長、行政経営課長、総務課長、人事課長、契約管財課長、施設整備課長、道路整備課長、公園緑地課長

○検討会議（外部）の開催 ※条例制定後の審議会も同メンバーを想定

- 構成メンバー 学識経験者、事業者団体、労働者団体
- 4月から開始

○条例案作成等

- パブリックコメント実施（R7年2定報告後）
- 令和7年度中の議会提出（R7年3定）

○詳細スケジュール

- 別紙参照

【参考】労働条件等調査について

○労働条件等調査の対象と評価

工事：予定価格が3,000万円以上の工事

物品： 予定価格が1,000万円以上（年間契約は500万円以上）の建物清掃、

人的警備・受付、設備管理保守（消防設備等）、道路・公園清掃、学校給食

上記の契約を対象とし、A～Eの5段階で評価を行う

○スケジュール

[illegible]

条例制定に向けた検討スケジュール

区分	1 2月	1月	2月	3月	R7.4月	5月	6月	7月	8月	9月	1 0月	1 1月	1 2月	1月	2月	3月	R8.4月	
検討会議（庁内）	設置 ①		②			方針案 ③											公 契 約 条 例 の 本 格 実 施	
主な検討内容 ■ 条例の類型 ■ 対象工事予定金額 ■ 対象契約・予定金額 （業務委託/指定管理） ■ 審議会構成 ■ 賃金台帳提出 ■ 労働報酬下限額 ■ 条例の内容範囲																		
庁内周知・予算編成							庁内周知			各課 予算見積								
検討会議（外部）					設置 ①	骨子案 ②												
審議会												諮問		答申				
事業者・労働団体	情報提供・意見交換					意見聴取						周知期間						
区議会							2 定報告 （骨子案・パ ブコメ実施）			3 定 条例案 上程								
パブリックコメント								パブコメ										
【参考】公的指標	給与条 例改正								人事院勧告 最低賃金		人事委員会 勧告		給与条 例改正					

(仮称) 豊島区公契約条例 骨子案

1 本区における公契約条例の目的

- 区が発注する公共工事・公共サービスの品質を確保し、労働者等の労働環境確保の実効性を高める。
 - 労働報酬下限額や公契約に関する区の方針を定めることにより、労働者の賃金引上げやダンピング防止につながる。
 - 区民の福祉の増進及び地域経済の活性化に寄与する。
- ※公共サービスや公共工事における労働者不足が深刻化するなか、担い手不足の解消の一助となることも期待するものです。

2 条例の骨子案

以下は、条例の制定に先立ち、骨子案(基本的な考え方)をまとめたものです。
いわゆる ILO 第 94 号条約型に準拠する内容としています。

1 (目的)

- (1)区が発注する公共工事・公共サービスの品質を確保し、労働者等の労働環境確保の実効性を高める。
- (2)労働報酬下限額や公契約に関する区の方針を定めることにより、労働者の賃金引上げやダンピング防止につなげる。
- (3)区民の福祉の増進及び地域経済の活性化に寄与する。

2 (定義)

この条例で使用する用語の定義

- (1)公契約、特定公契約
- (2)受注者
- (3)受注関係者 (以下(2)(3)を合わせて受注者等という。)
- (4)労働者等
- (5)労働報酬

3（公契約に係る基本方針）

- (1)適正な履行の確保・良好な品質の確保・適正価格での調達を実現する
- (2)手続の透明性の確保、公正な競争を促進する
- (3)適正な労働条件の確保・労働環境の整備の促進する
- (4)談合その他の不正行為の排除する
- (5)区内事業者の受注機会の確保、地域経済の活性化に資する
- (6)区と受注者との対等な関係において、公契約制度を適正に運用する

4（区の責務）

基本的方針に従い、公契約施策を総合的に策定し実施する。

5（受注者の責務）

- (1)公契約業務の公共性認識、法令遵守、公契約に係る施策に協力に努める。
- (2)労働者等適正労働条件確保、労働環境整備に努める。

6（区内の事業者の活用）

公契約の再委託先は区内事業者とするよう努める。

7（特定公契約の適用範囲）

以下の(1)から(3)までの公契約（特定公契約）について、8 から 16 までの事項を適用する。ただし、受注者が国、地方公共団体その他区長が認める者である場合については、適用しない

- (1)工事製造請負契約： 〇〇〇〇〇 円以上
- (2)規則で定める業種の業務委託等 〇〇〇〇〇 円以上
- (3)指定管理協定

8（労働報酬下限額）

区は特定公契約において、受注者等が労働者等に対しその受注者等が労働者等に対し区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬を支払わなければならないことを定める。

9（労働報酬下限額の決定）

- (1) 労働報酬下限額は、次の労働者等の区分に応じて定める事項その他の事情を勘案して、定める。
- ① 工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する労働者等
農林水産省及び国土交通省が定める公共工事の工事費の積算に用いる労務単価
- ② 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約並びに指定管理協定に係る業務に従事する労働者等
最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 9 条第 1 項に規定する地域別最低賃金その他公的機関が定める基準
- (2) 労働報酬下限額を定めるときは、(仮称) 豊島区公契約審議会の意見を聴いて区長が決定し、告示する。

10（特定公契約に定める事項）

7（適用範囲）にあたる公契約の締結に際し、8（労働報酬下限額）のほか、以下の表に定める事項を定める。

- | |
|-------------------|
| 1 特定公契約に係る労働条件の遵守 |
| 2 特定公契約に係る請負条件 |
| 3 継続雇用 |
| 4 特定受注者の連帯責任 |
| 5 区長への報告 |
| 6 特定労働者等への周知 |
| 7 特定労働者等の申出 |
| 8 不利益取扱いの禁止 |
| 9 報告及び立入調査への対応 |
| 10 是正措置 |
| 11 特定公契約の解除等 |
| 12 公表 |
| 13 損害賠償 |
| 14 特定公契約の解除に係る違約金 |
| 15 特定受注関係者と締結する契約 |

11（労働者等の申出）

労働報酬の不払い又は額が労働報酬下限額を下回るとき、労働者等は区、受注者等に対し申出ができる。

12（不利益取扱いの禁止）

受注者等は前条の申出があった場合、誠実に対応し、申出を理由として解雇・請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

13（報告及び立入調査）

労働者等から申出があったとき又は条例に定めた事項（８及び１０）の遵守状況を確認する必要があるときは、区は、受注者等に対し必要な報告を求めることや区職員が立入調査をすることができる。

14（是正措置）

- (1)区長は、13（報告及び立入調査）の結果、公契約の定めに違反していると認めるときは、速やかに是正する措置を講じるよう命ずることができる。
- (2)受注者は、前項の規定による命令があったときは、速やかに必要な措置を講じ、措置内容を区長に報告しなければならない。

15（契約の解除）

受注者等が区の報告の求めや違反を是正する措置の求めに応じなかったときや虚偽報告を行ったときなどは、区は公契約を解除することができる。

また、区は当該解除等により受注者等に生じた損害を賠償する責任を負わない。

16（公表）

区は、15（契約の解除）をしたときは、公表することができる。また、区は公表をしようとするときはあらかじめ、当該受注等に対し、弁明の機会を与える。

17（公契約審議会の設置）

区長の諮問に応じ、労働報酬下限額その他公契約に関し必要な事項について調査審議し、答申するため区長の附属機関として、公契約審議会を設置する。

公契約審議会は、学識経験者、労働者団体関係者及び事業者団体関係者のうちから、区長が委嘱する委員 6 人以内をもって組織する。

18（委 任）

施行に関し必要な事項は、規則で定める

特別区における公契約条例の制定状況

(1) 制定済み各区の状況

※令和 6 年度末現在

区分		千代田区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	品川区	目黒区	世田谷区
類型		ILO型	行政指導型	ILO型	ILO型	行政指導型	ILO型	ILO型	行政指導型
対象 案件	工事	1億1000万円以上	2000万円以上	1億円以上	1億円以上	1億円以上	1億8000円以上	5000万円以上	3000万円以上
	委託	2400万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	2000万円以上	2000万円以上	1000万円以上	2000万円以上

区分		渋谷区	中野区	杉並区	北区	足立区	葛飾区	江戸川区
類型		公権力規制型	ILO型	ILO型	行政指導型	ILO型	理念型	ILO型
対象 案件	工事	1億円以上	1億8000万円以上	5000万円以上	9000万円以上	1億8000万円以上	理念条例の為、未定	1億8000万円以上
	委託	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	2000万円以上	9000万円以上	理念条例の為、未定	4000万円以上

(2) 類型及び対象金額

ILO型	公権力規制型	行政指導型	理念型
9区	1区	4区	1区

工事		委託	
2000万円以上	1	1000万円以上	7
3000万円以上	1	2000万円以上	4
4000万円以上	2	2400万円以上	1
9000万円以上	1	4000万円以上	1
1億円以上	4	9000万円以上	1
1億1000万円以上	1		
1億8000万円以上	4		

令和4・5年度 工事案件 契約金額の分布

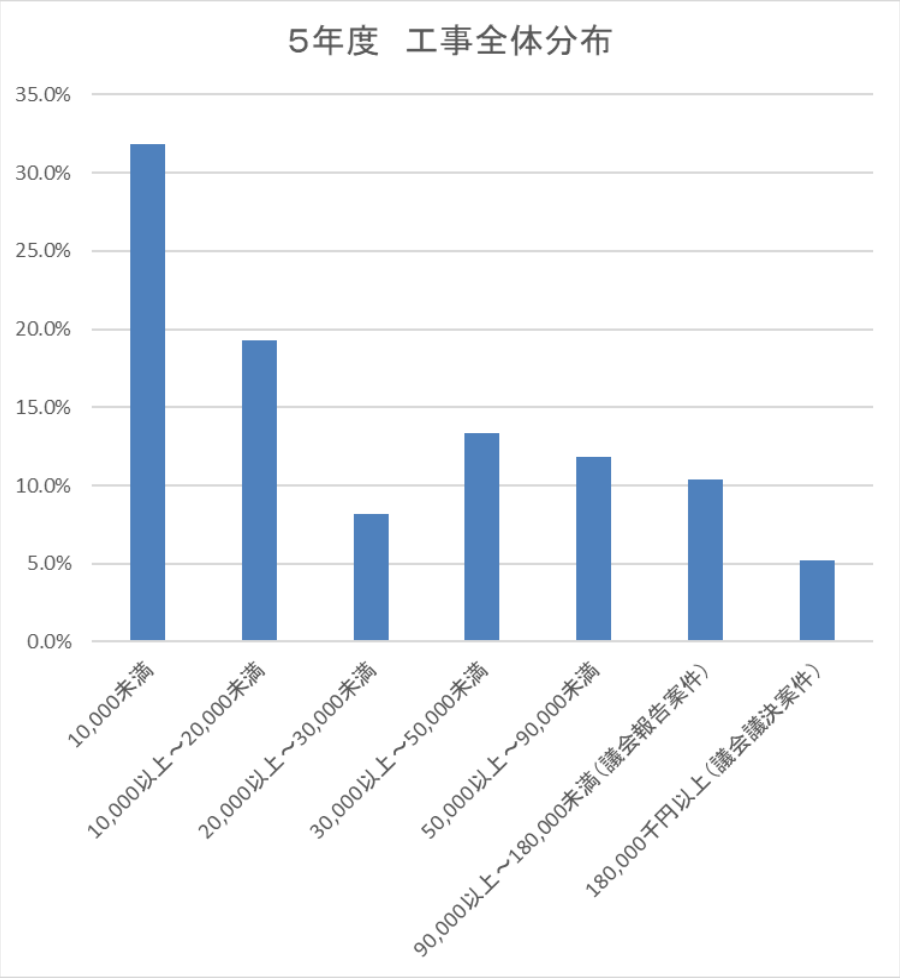
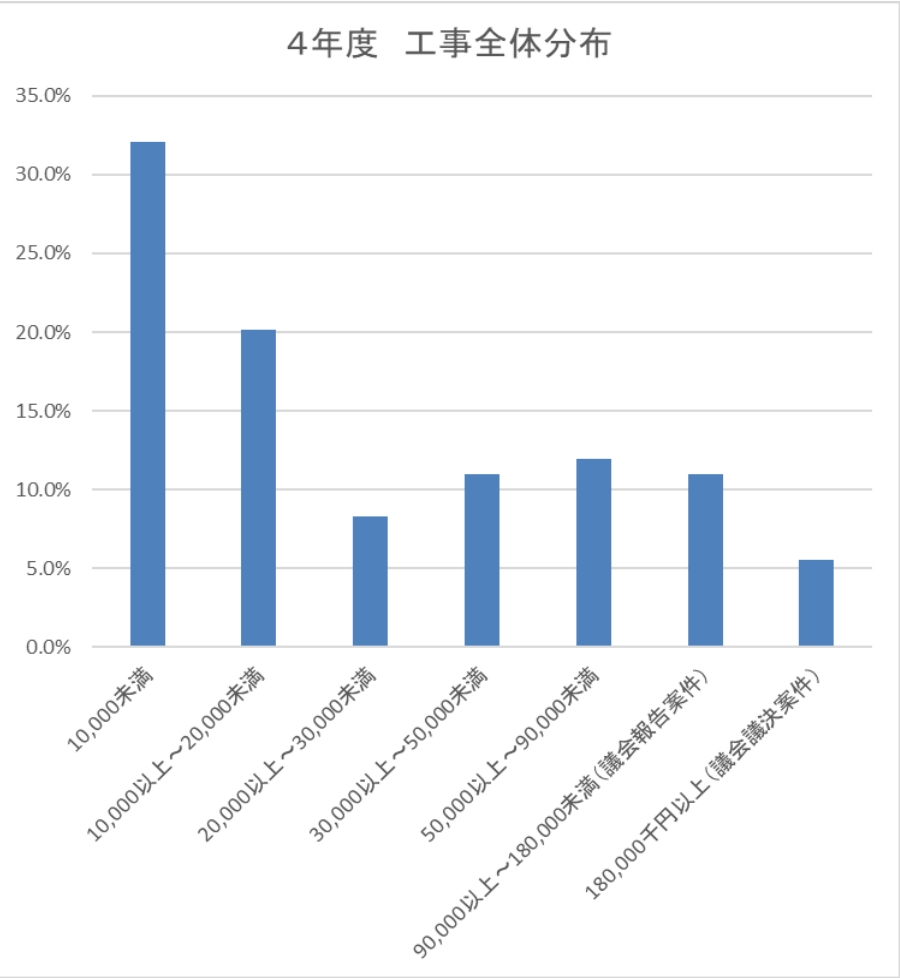
年 度		令和4年度						令和5年度						
契 約 金 額 分 布	工 事 区 分	建築		土木		全体		建築		土木		全体		
	契約金額（税込み 単位：千円）	件数	比率（％）	件数	比率（％）	件数	比率（％）	件数	比率（％）	件数	比率（％）	件数	比率（％）	備考
	10,000未満	22	29.7%	13	37.1%	35	32.1%	22	25.6%	21	42.9%	43	31.9%	
	10,000以上～20,000未満	19	25.7%	3	8.6%	22	20.2%	19	22.1%	7	14.3%	26	19.3%	
	20,000以上～30,000未満	7	9.5%	2	5.7%	9	8.3%	8	9.3%	3	6.1%	11	8.1%	
	30,000以上～50,000未満	6	8.1%	6	17.1%	12	11.0%	12	14.0%	6	12.2%	18	13.3%	
	50,000以上～90,000未満	10	13.5%	3	8.6%	13	11.9%	12	14.0%	4	8.2%	16	11.9%	
	90,000以上～180,000未満（議会報告案件）	7	9.5%	5	14.3%	12	11.0%	8	9.3%	6	12.2%	14	10.4%	
	180,000千円以上（議会議決案件）	3	4.1%	3	8.6%	6	5.5%	5	5.8%	2	4.1%	7	5.2%	
	合 計	74	100.0%	35	100.0%	109	100.0%	86	100.0%	49	100.0%	135	100.0%	

20,000千円以上の合計

44.6%54.3%47.7%52.3%42.9%48.9%

※総価契約（単価契約は除く）

	令和4年度						令和5年度						備考
	建築		土木		全体		建築		土木		全体		
契約金額の合計（単位：円）	3,651,159,346		3,125,301,708		6,776,461,054		5,173,056,098		2,434,951,919		7,608,008,017		
契約金額の平均（単位：円）	49,339,991		28,721,437		62,169,367		60,151,815		18,036,680		56,355,614		
平均以上の件数と比率（％）	20	27%	12	34%	26	23%	24	28%	21	43%	36	27%	



契約実績額の分布《物品》

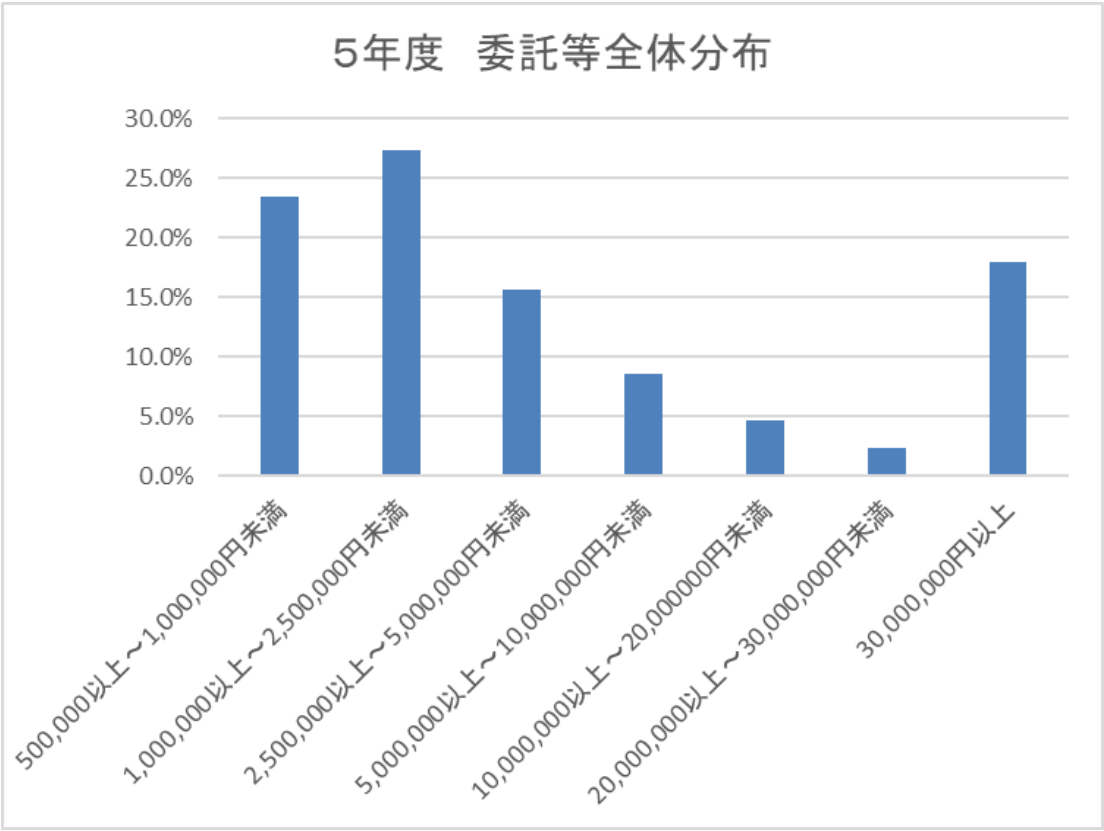
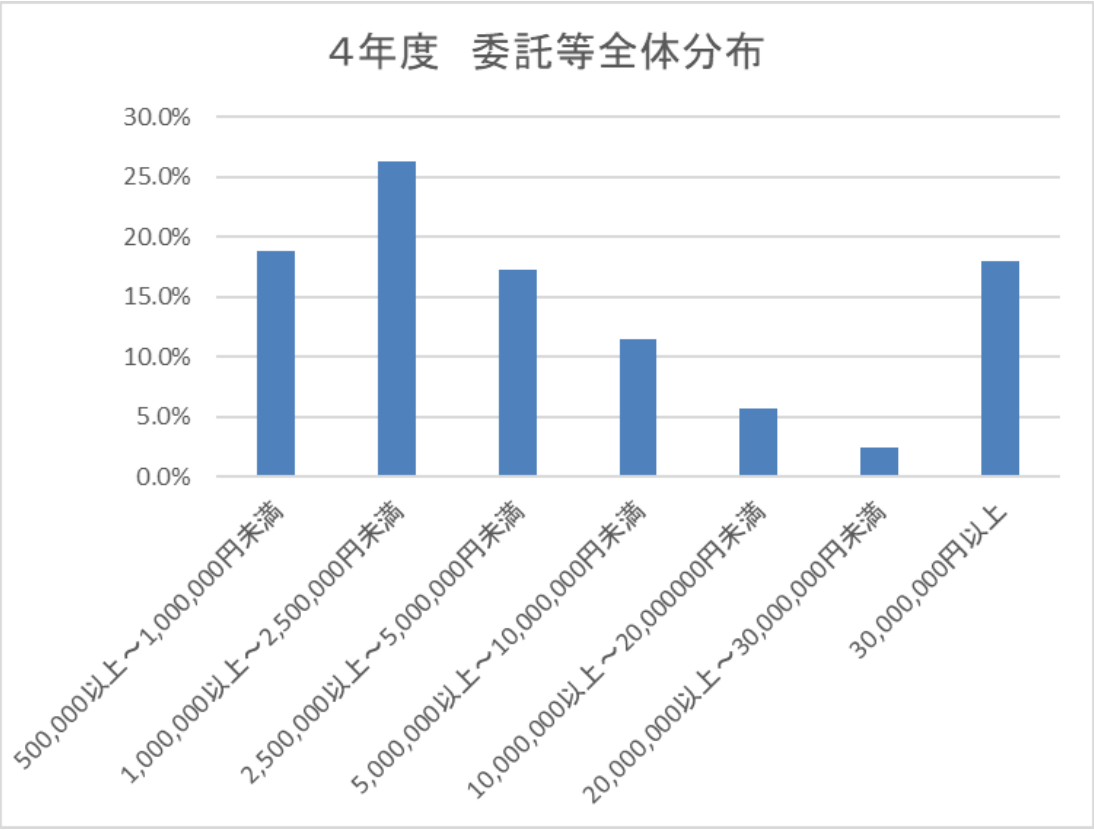
参考資料3

令和4年度 物品案件 契約金額の分布

年 度		令和4年度												
契 約 金 額 分 布	業種区分	建物清掃		人的警備・受付		設備管理保守		道路・公園管理		給食調理		全体		備考
	契約金額（税込み 単位：円）	件数	比率（％）	件数	比率（％）	件数	比率（％）	件数	比率（％）	件数	比率（％）	件数	比率（％）	
	500,000以上～1,000,000未満	2	6.9%	0	0.0%	21	40.4%	0	0.0%	0	0.0%	23	18.9%	
	1,000,000以上～2,500,000未満	8	27.6%	0	0.0%	23	44.2%	1	5.6%	0	0.0%	32	26.2%	
	2,500,000以上～5,000,000未満	11	37.9%	2	16.7%	2	3.8%	6	33.3%	0	0.0%	21	17.2%	
	5,000,000以上～10,000,000未満	5	17.2%	2	16.7%	3	5.8%	4	22.2%	0	0.0%	14	11.5%	
	10,000,000以上～20,000000未満	2	6.9%	1	8.3%	3	5.8%	1	5.6%	0	0.0%	7	5.7%	
	20,000,000以上～30,000,000未満	1	3.4%	0	0.0%	0	0.0%	2	11.1%	0	0.0%	3	2.5%	
	30,000,000以上	0	0.0%	7	58.3%	0	0.0%	4	22.2%	11	100.0%	22	18.0%	
合 計		29	100.0%	12	100.0%	52	100.0%	18	100.0%	11	100.0%	122	100.0%	
2,500,000円以上～		65.5%		100.0%		15.4%		94.4%		100.0%		54.9%		

令和5年度 物品案件 契約金額の分布

年 度		令和5年度												
契 約 金 額 分 布	業種区分	建物清掃		人的警備・受付		設備管理保守		道路・公園管理		給食調理		全体		備考
	契約金額（税込み 単位：円）	件数	比率（％）	件数	比率（％）	件数	比率（％）	件数	比率（％）	件数	比率（％）	件数	比率（％）	
	500,000以上～1,000,000未満	2	7.4%	0	0.0%	28	47.5%	0	0.0%	0	0.0%	30	23.4%	
	1,000,000以上～2,500,000未満	9	33.3%	1	11.1%	22	37.3%	3	17.6%	0	0.0%	35	27.3%	
	2,500,000以上～5,000,000未満	10	37.0%	2	22.2%	5	8.5%	3	17.6%	0	0.0%	20	15.6%	
	5,000,000以上～10,000,000未満	3	11.1%	1	11.1%	1	1.7%	6	35.3%	0	0.0%	11	8.6%	
	10,000,000以上～20,000000未満	3	11.1%	1	11.1%	1	1.7%	1	5.9%	0	0.0%	6	4.7%	
	20,000,000以上～30,000,000未満	0	0.0%	0	0.0%	2	3.4%	1	5.9%	0	0.0%	3	2.3%	
	30,000,000以上	0	0.0%	4	44.4%	0	0.0%	3	17.6%	16	100.0%	23	18.0%	
合 計	27	100.0%	9	100.0%	59	100.0%	17	100.0%	16	100.0%	128	100.0%		
2,500,000円以上～		59.3%		88.9%		15.3%		82.4%		100.0%		49.2%		



豊島区公契約条例に関する検討委員会設置要綱

令和 7 年 3 月 10 日
総 務 部 長 決 定

(設置)

第 1 条 豊島区が行う契約において労働者等の適正な労働環境を確保することにより、適正な履行および良好な品質の確保を図り、もって持続可能な社会の実現、区民サービスの向上および地域経済の活性化に寄与することを目的とした豊島区公契約条例（以下「条例」という。）の制定を審議・検討するにあたり、専門的な見地からの意見を求めるため、豊島区公契約条例に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、区長が条例の制定に向け必要と認める事項について、審議・検討を行うものとする。

(構成)

第 3 条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者と人数で構成する。

- (1) 学識経験者 2 人
- (2) 事業者団体関係者 2 人
- (3) 労働者団体関係者 2 人

2 委員の任期は、区長が委嘱した日から別に区長が定める日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選で決める。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者とする。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(運営)

第 5 条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の運営は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 4 会議は、原則公開とする。なお、支障がある場合は非公開とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部契約課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月10日から施行する。